

## (仮称) 大島九丁目公園整備事業

### 対象地について

#### 地域の歴史と土壌汚染

大正時代、この地域には田んぼが広がっていました。昭和初期にかけて田んぼは姿を消し、次第に住宅や商店のほか、倉庫や工場が立ち並ぶようになります。

昭和50年代後半に市街地再開発事業が始まるのと前後して、近隣にあった大規模な化学工場から排出された「六価クロム鉱さい」による土壌汚染の問題が明らかになりました。

再開発区域内を含め大量に投棄されていた「六価クロム鉱さい」は、東京都の指導の下に工場跡地内で処理が行われていましたが、昭和の終わり頃にはこの工場跡地の処理容量も限界に達しました。そのため、区域内の公有地を処理地とし、コンクリート製の処理槽を地下に設置し、これに「六価クロム鉱さい」を封じ込めることとなり、平成12年5月ようやく処理は終了しました。

処理地では現在も東京都が定期的に大気と水質のモニタリング調査を実施しており、その結果はホームページで公表されています。

#### 対象地の現状

コンクリート製の処理槽が、対象地のうち西側半分に埋設されています。処理槽は、アスファルトで蓋をされたうえに1.5m～2.0mの土で覆ってあるため、六価クロム鉱さいが地表に現れることはありません。

しかし、地盤形成の経緯から土壌汚染の可能性は考えられます。

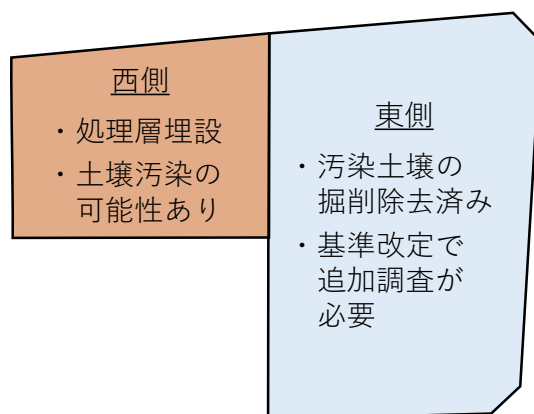
対象地のうち東側の半分は、市街地再開発事業で土地の整備を行った際の調査で、基準値を超える汚染物質が検出されたため、汚染土壌を掘削除去し、良質土による埋め戻しが行われています。

このため、東側では土壌汚染の可能性は考えにくいですが、調査後の基準改定で調査対象物質が追加されており、これについては改めて調査する必要があります。

今後江東区では、対象地の東西それぞれにおいて必要とされる土壌汚染の調査を、公園の整備内容が決まり次第行っていきます。

#### 公園整備の制約

西側半分には、コンクリート製処理槽が埋設されているため、杭基礎が必要な建物を建てたり、荷重の大きい施設を置いたりすることはできません。



整備対象地概略図